

令和5年度 「誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業 (学校体育施設の有効活用推進事業)」

13:00から説明会を開始いたします。
時間まで、お待ちください。

皆様、以下の設定を行ってください。

- 表示される名前を「自治体・会社・団体名_氏名」（例：スポーツ庁_●●）
 - ①画面下部のメニューから「参加者」をクリック
 - ②自分の名前にカーソルを合わせ、「詳細」をクリック
 - ③「名前の変更」をクリック
 - ④表示させる名前を入力し、「OK」をクリック



スポーツ庁

**令和5年度
「誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業
（学校体育施設の有効活用推進事業）」
＜事業説明会＞**

2023.03.20

<本日の流れ>

1

公募内容の説明

- ①本事業について
- ②令和5年度の事業の流れ
- ③企画提案書の留意点・審査基準
- ④審査の流れ

2

質疑応答

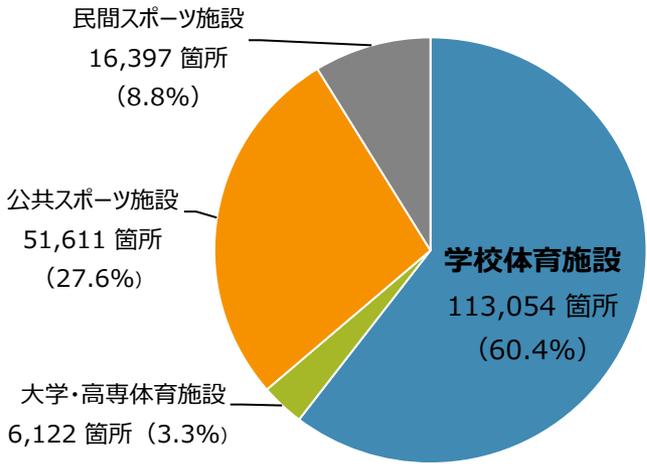
挙手ボタンより、手を挙げて質問してください

① 本事業について

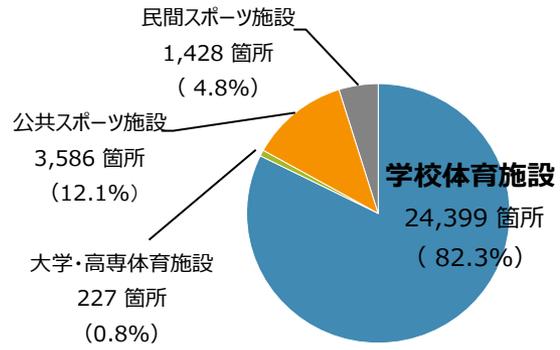
① 体育・スポーツ施設における「学校体育施設」の状況

- ・我が国の体育・スポーツ施設全体の中で、学校体育施設が約6割を占める
- ・水泳プール、体育館、多目的運動場といった主要な施設種別では約8割
- ・地域におけるスポーツの場として、学校体育施設の有効活用を一層進めることが重要

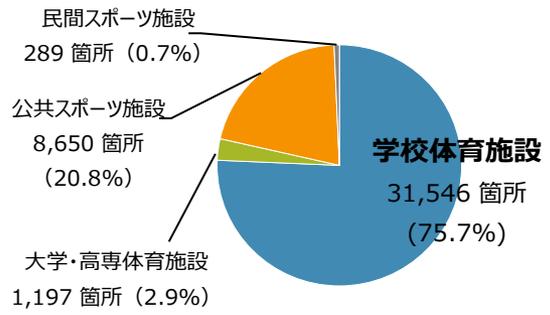
我が国の体育・スポーツ施設数(平成30年10月1日現在)



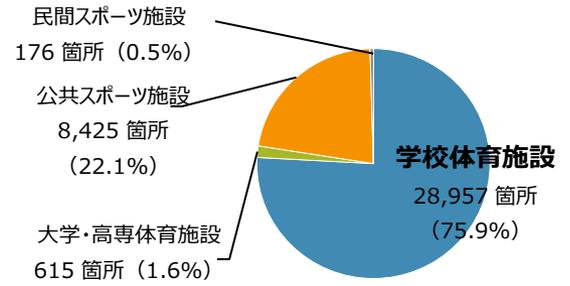
水泳プール施設数(平成30年10月1日現在)



体育館施設数(平成30年10月1日現在)



多目的運動場施設数(平成30年10月1日現在)



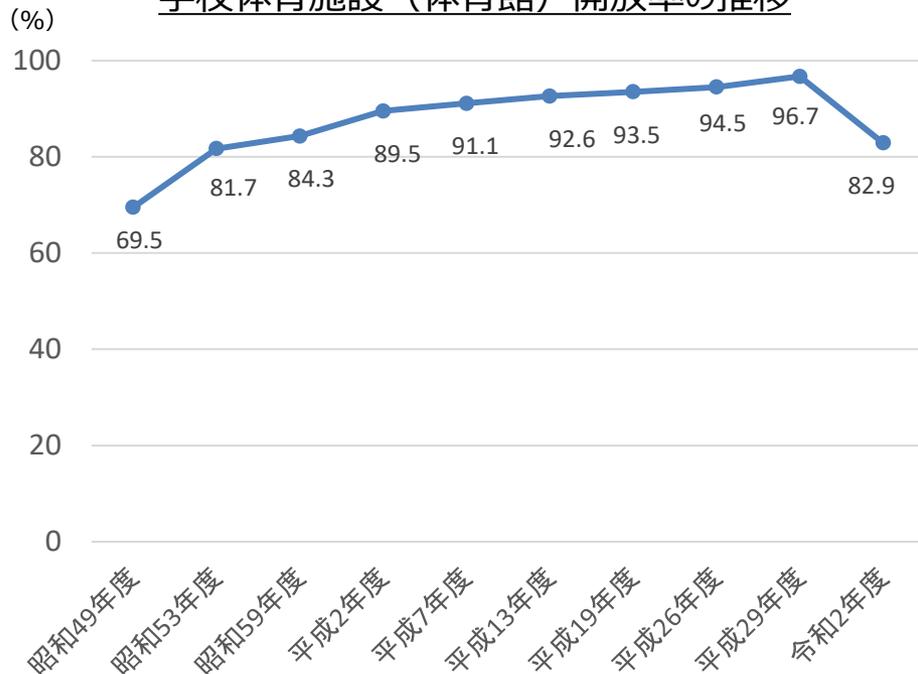
※「学校体育施設」とは、公（組合立を含む）私立（株式会社立を含む）の小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校の体育・スポーツ施設を指す。
 (出典) スポーツ庁「体育・スポーツ施設現況調査」

① 本事業について

② 学校体育施設の開放状況

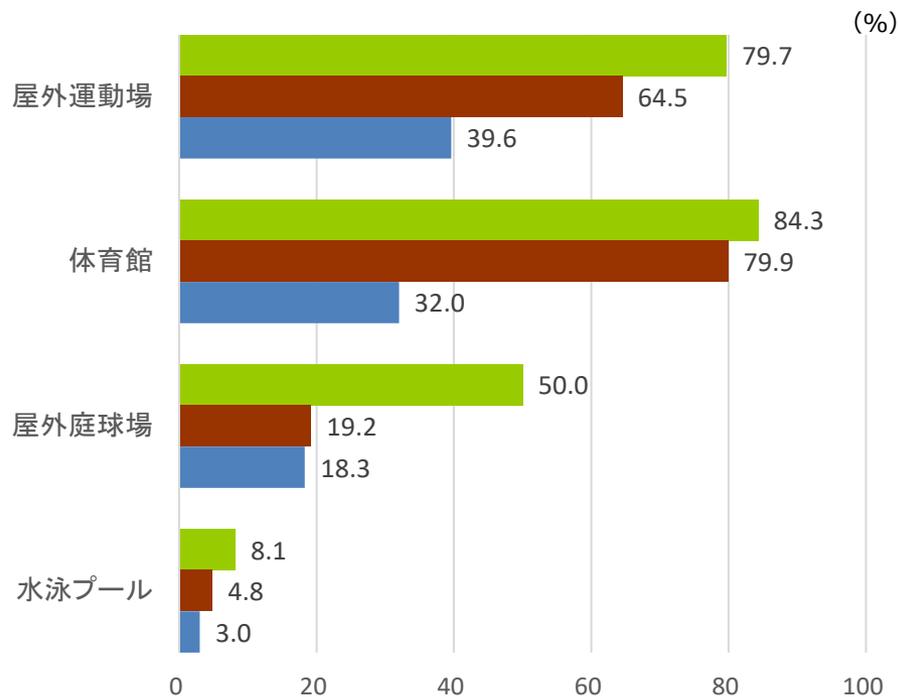
- 開放率はコロナウイルス感染症の影響で若干落ち込んでいるが、高い水準にある
- 施設種別毎では、体育館、屋外運動場の開放が進み、水泳プールは開放率が低い
- 学校種別毎では、小学校が高く、次いで中学校、高等学校の順

学校体育施設（体育館）開放率の推移



※公立小中学校の体育館を対象として、開放事業実施率の推移を示している。
 ※令和2年度は速報値

施設種別・学校種別毎の開放状況（令和2年度）



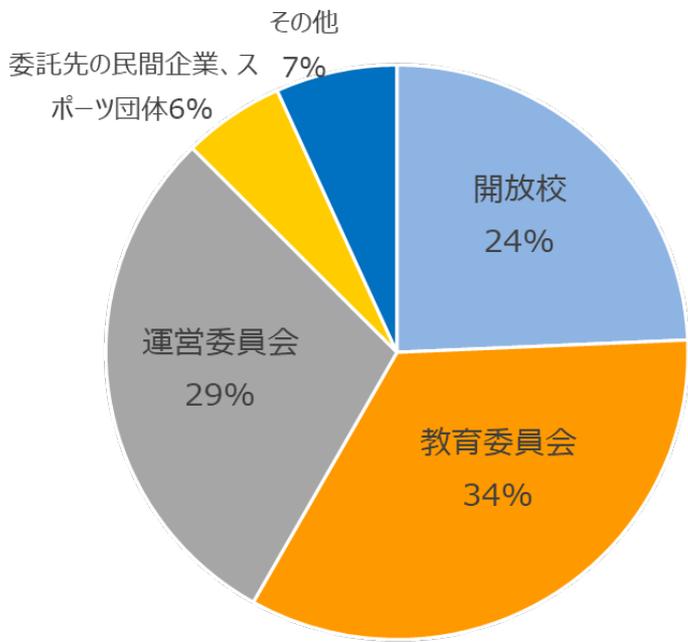
※公（組合立を含む）立小・中・高等学校を対象とする。
 ※データは速報値を使用

① 本事業について

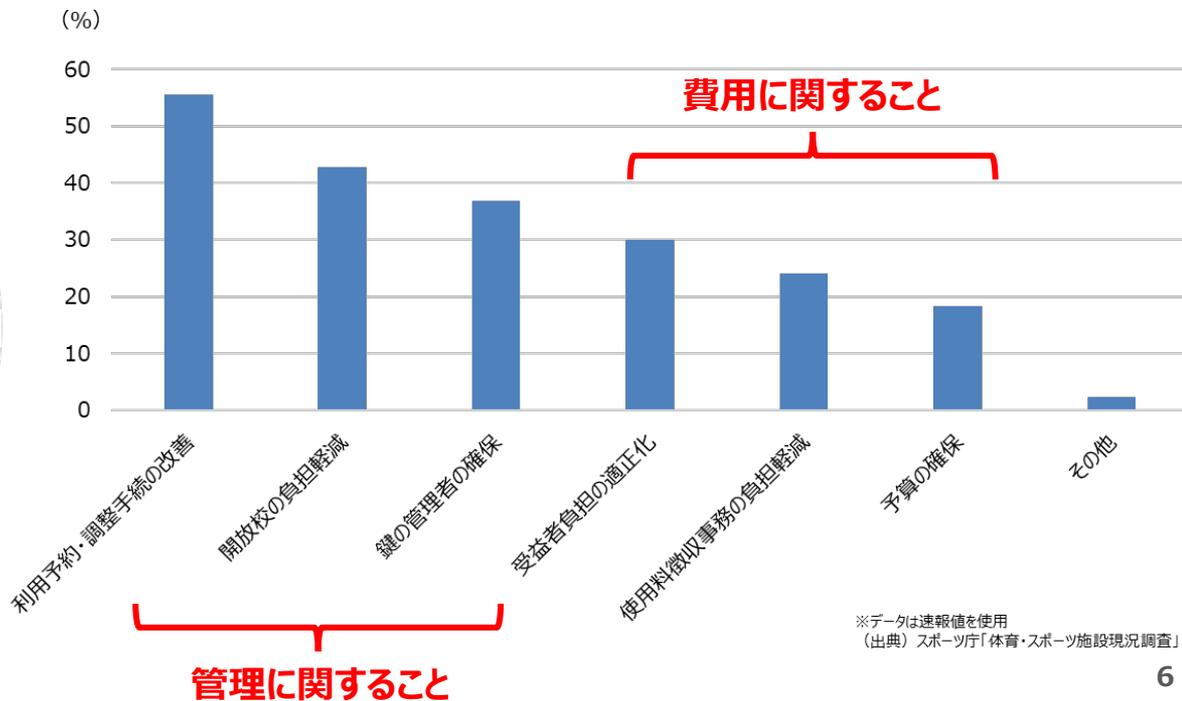
③ 学校体育施設の業務運営形態、課題

- 学校開放の業務運営形態
 - 教育委員会、運営委員会など委員がそれぞれ約 3 割、開放校が約 2 割であり、外部委託は少ない
- 開放事業に関する課題は以下の 2 つ
 - 管理に関すること（利用予約・調整手続き、鍵の管理など）
 - 費用に関すること（受益者負担の適正化、使用料徴収事務の負担軽減、予算の確保）

学校開放の業務運営形態（公立小中学校の体育館、令和2年度）



学校体育施設開放の課題（市区町村・複数回答可、令和2年度）



※データは速報値を使用
 （出典）スポーツ庁「体育・スポーツ施設現況調査」

学校体育施設の有効活用に関する手引き（令和2年3月）の概要

- 誰もが日常的にスポーツに参画することのできる機会の確保（スポーツ基本法、第2期スポーツ基本計画）
- スポーツを通じた健康寿命の延伸に対する強い期待（スポーツ実施率向上のための行動計画・中長期的施策）
- スポーツ施設の老朽化や財政難、人口減少等への計画的な対応（スポーツ施設のストック適正化ガイドライン）

スポーツ施設の約6割を占める学校体育施設について官民連携等の工夫を図り如何に活用していくかが重要

学校体育施設の有効活用に向けた検討・実施の際のポイントや参考事例を、

目的（モチベーション）・**運営**（ソフト）・**施設**（ハード）の観点から5項目に整理し、自治体担当者向けに提示。

※学校・施設種別ごとの傾向も踏まえた一般的な留意事項もあわせて整理

① 学校体育施設をより広く利用してもらうための目的の明確化

地域のスポーツ環境充実、児童生徒への好影響、地域社会との連携推進等、施設活用の目的を幅広く検討し明確化する

- 誰もが気軽にスポーツに親しめる社会へ
- 地域で見守る学校施設（学校体育施設）へ

② 安全・安心の確保

動線の分離等により児童生徒の安全を確保するとともに、リスク分担など安全安心確保のための体制を整備する

- 一般利用者と児童生徒の動線を分離する工夫
- 安全・安心確保のための体制整備

③ 持続可能な仕組みづくり

業務・事業としての明確化や、学校教育に支障ない範囲の指定管理等の工夫を図る

- 業務・事業としての明確化
- 学校や行政からの外部化
- 民間事業者等が参画しやすい環境づくり
- 適切な受益者負担の仕組みづくり

④ 利用しやすい環境づくり

利用日時や利用可能な対象者、実施可能な競技種目など、多様なスポーツ活動のニーズに対応し、ICTも利用して学校体育施設を最大限活用する

- 学校体育施設の多様な利用推進
- ICTを活用した利便性の向上

⑤ 新改築・改修時の留意点

新改築・改修時には、地域のスポーツ施設として機能、仕様等を検討（複合化、バリアフリー化やユニバーサルデザインへの配慮等）するとともに、PPP/PFI等の事業手法の導入についても検討する

- 地域スポーツ施設としての整備
- PPP/PFI事業の導入
- 学校開放事業を前提とした施設水準の確保

① 本事業について

■ 令和2年度事業

- 「学校体育施設の有効活用の手引き」を踏まえ、行政の負担軽減だけでなく、適切な料金設定、民間のノウハウを活かした事業性の高い運営の導入なども含めた**持続可能な仕組みのモデル事例を実証研究を通じて構築**するもの。
- 募集期間中（4/28～6/18）に**13団体から申請**があり、うち**3団体**を採択。

スポネット弘前

（青森県、総合型地域スポーツクラブ）

過疎地域小規模校の学校体育施設の広域連携した有効活用による、全世代のスポーツ実施率向上

- 部活動の減少により子供のスポーツ実施率が低く、成人のスポーツ施設利用も少ない、弘前市河西地区（小学校8校、中学校4校）を対象に実施。
- 全ての世代がスポーツに親しめる環境づくりを目指し、学校体育施設を有効活用する官民連携の仕組みを検討。
- 将来的には学校体育施設を拠点としたソフト事業も提供予定。
- スポネット弘前を中心に、弘前市スポーツ振興課、教育委員会、河西地区小中学校、スポーツ少年団・部活動関係者、地区体育協会、町内会等で運営委員会・実行委員会を組織。

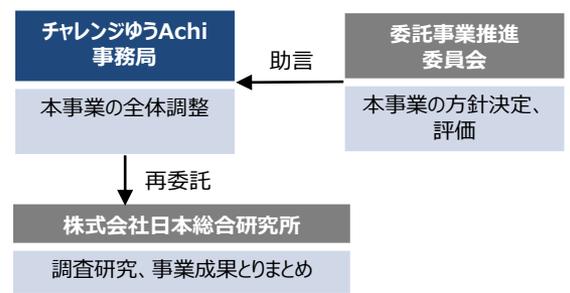


チャレンジゆうAchi

（長野県、総合型地域スポーツクラブ）

総合型地域スポーツクラブによる学校体育施設の有効活用（部活動後の活動支援等）

- 現在開放している学校体育施設（中学校体育館）を活用したスポーツプログラムの充実。
 - 中学校部活動後の「阿智中クラブ」新設
 - 新規利用者獲得のため、ニーズ分析を踏まえたスポーツ教室の改善・拡充
 - 指導者や保護者の指導力向上
- 中学校体育館の施設管理手法の検証・改善。
- チャレンジゆうAchiが主体となり、委託事業推進委員会（教育委員会、中学校関係者、スポーツトレーナー、大学教授等）の助言を受けながら実施。調査研究業務等を日本総研に再委託。

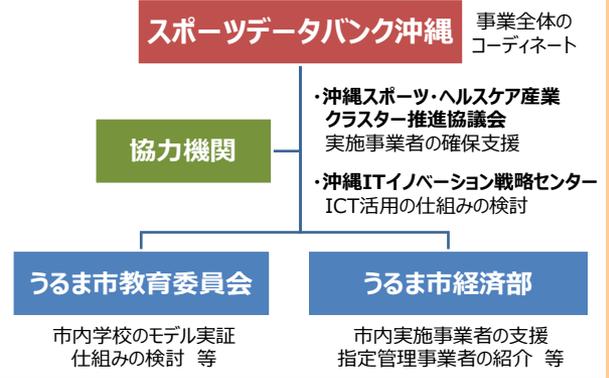


スポーツデータバンク沖縄

（沖縄県、株式会社）

ICTを活用した学校体育施設の有効活用モデルの実証及び効果検証

- うるま市内の実証フィールドとしてモデル校を選定し、民間事業者による学校施設を活用した幅広い世代向けのスポーツイベントを開催。
- イベント開催予約や参加予約等の「予約管理」や「鍵の管理」においてICTを活用。
- 実証結果をもとに、ICTを活用した管理システムの導入やスポーツ事業者からの収入（施設使用料）等を踏まえた、全体の費用対効果の検証。
- うるま市、教育委員会、学校長、体育協会、民間事業者等で構成された有識者会議を設置。



① 本事業について

■ 令和3年度事業

- 「学校体育施設の有効活用の手引き」を踏まえ、行政の負担軽減だけでなく、適切な料金設定、民間のノウハウを活かした事業性の高い運営の導入なども含めた**持続可能な仕組みのモデル事例を実証研究を通じて構築**するもの。
- 令和3年度は募集期間中（3/18～4/16）に**9団体から申請**があり、うち**4団体**を採択。

飛騨シュレ（岐阜県、総合型地域スポーツクラブ）

山間部の学校体育施設において多様な世代向けのプログラムを提供

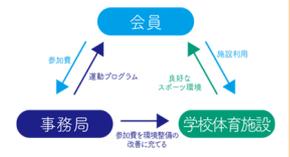
- 地域におけるスポーツプログラム充実のため、行政との連携、HPによる広報、外部人材の導入・魅力的なプログラムの提供を実施
- 具体的には、小中学校体育館において、一般・ファミリーに向けたスポーツプログラムを提供
- 次年度以降に向け、夜間の学童保育を兼ねたプログラムや部活動改革を見据えたプログラム等を検討



つくばフットボールクラブ（茨城県、総合型地域スポーツクラブ）

学校、市、クラブ3者の連携による施設環境の改善と受益者負担の試験的な導入

- 体育館と校舎が構造的に分離されていない、グラウンド等において夜間照明設備がなく、活動時間の確保ができていない現状を踏まえ、中学校、つくば市、クラブでの確認書を取り交わしの実施
- 身近な環境で良質なプログラムを展開するため、専門の外部指導者による有料のスポーツプログラムを実施
- プログラムの参加費の一部を夜間照明設備へ充当することの検討



スポーツデータバンク沖縄（沖縄県、株式会社）

ICTを活用した学校体育施設の有効活用モデル実施

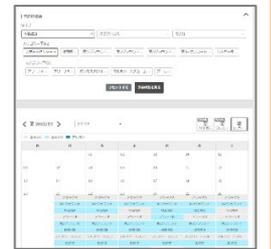
- 社会予約管理システム、スマートロック、セルフチェックインシステムを実証、電子決済の導入やGIGAスクール構想との連携を検討
- 行政職員の業務の合理化・効率化、利用者の利便性の向上、施設利用におけるセキュリティ強化等を検討
- 学校は、より地域へ開かれ始めていることから、学校体育施設の活用の可能性を検討、将来的には学校を中心としてまちづくりへの展開へ



愛知学院大学（愛知県、大学）

地域における大学スポーツ資源の有効活用を実施

- 大学のスポーツ施設の貸し出しを拡大していくために、ICTを活用したスポーツ施設利用管理システムの構築
- 先進事例（沖縄県うるま市）の視察とスポーツ・健康づくりによるまちづくりコンソーシアム（自治体・民間企業・民間団体等で構成）における意見交換と事業実施
- 大学のスポーツ施設が利用できることの認知度が低いことから、トレーナーやイベントの実施を行い、個人利用可能施設の一般開放の促進



① 本事業について

■ 令和4年度事業

- 以下の3つのテーマを含む事業を募集
 - 1) 一定の収益活動の導入と収益還元による事業の持続性向上
 - 2) デジタル技術の活用による利便性向上、学校等の負担軽減
 - 3) 水泳プール、テニスコート又は武道館の開放促進
- 令和4年度は募集期間中（3/16～4/18）に**7団体から申請**があり、うち**4団体**を採択。

浦和スポーツクラブ（埼玉県、総合型地域スポーツクラブ）

武道場、テニスコートの徹底活用

- 武道場：空調をレンタルで設置することで、
通年利用を行うほか、ヨガなど別のプログラムも実施。
- テニスコート：部活動と授業の支障のない時間に
住民への個人参加可能な面貸しを行う。
- 徴収した利用料について、
学校設備・部活動支援等に用いることを検討



つくばフットボールクラブ（茨城県、総合型地域スポーツクラブ）

学校、クラブ、会員をつなぐWEB管理システムの構築と施設整備

- スケジュール調整、広報周知のアナログ対応から、WEB管理システム構築の議論・実証・検証
- 部活動の地域移行における組織体の運営、指導者派遣、謝金の支払いなどのマネジメント方法を他組織でも応用可能な形で議論、実証、検討
- テニスコートの修繕に会員制プログラムの利益を充当することを市も交えて検討



スポーツデータバンク沖縄（沖縄県、株式会社）

ICTを活用した学校体育施設の有効活用モデル促進

各地域の状況に応じた「調査」「実証」「運用」による事業実施
沖縄県うるま市の実証内容を他地域に横展開

フェーズ	調査	実証・検討	管理・運営
過年度	R2（うるま市実証）	R3（うるま市実証）	R4（うるま市実証）
今年度	北海道鷹栖町・東京都日野市	沖縄県北中城村・沖縄県沖縄市	

スポーツコミュニティ（神奈川県、株式会社）

学校体育施設開放事業のスマート化

- 団体登録、利用申請、報告書、鍵の管理を一元管理できるWEBプラットフォームを構築
- システムをトライアル実施し、自治体、学校（運営委員会）、利用者の業務軽減、利便性の向上を定量化し、検証



① 本事業について

●これまでの事業の整理

モチベーション

運営(ソフト)

施設(ハード)

スポーツデータ バンク沖縄 (R2-4)	スポネット弘前 (R2)	チャレンジゆう Achi(R2)	飛騨シュレ (R3)	つくばフット ボールクラブ (R3-4)	愛知学院 大学(R3)	浦和スポーツ クラブ(R4)	スポーツコミュ ニティ(R4)
----------------------------	-----------------	---------------------	---------------	----------------------------	----------------	-------------------	--------------------

① 学校体育施設を
より広く利用して
もらうための目的の
明確化

事業検討
提言書
作成

総合型地域
スポーツクラブ
連携

武道場
庭球場
活用

② 安全・安心の
確保

体育館棟
校舎遮断
受付手続き
実施

③ 持続可能な
仕組みづくり

予算確保
検討
民間への
管理業務

連携体制
構築
外部・地域人
材との連携

外部指導員
有料プログラム
受益者負担
の施設改善

まちづくり
コンソーシアム
意見交換

利用者
調整会議
開催

④ 利用しやすい
環境づくり

ICTツール
予約管理
スマートロック
電子決済

HP改良
仕組み導入

予定調整・
外部周知
WEB管理

施設利用
管理システム
構築

予約システム
試行

WEBシステム
団体登録・
利用申請・
報告

⑤ 新改築・改修時
の留意点

先進地視察
による
要望書、計
画書提出

令和5年度「誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業（学校体育施設の有効活用推進事業）」
公 募 要 領

1 事業名

令和5年度「誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業（学校体育施設の有効活用推進事業）」

2 事業の趣旨

我が国のスポーツ施設の約6割を占める学校体育施設について、地域スポーツの場としての有効活用を推進するため、持続可能な仕組みのモデル事例について実証実験を通じて構築する。

3 成果物

以下を納品すること。

- ・業務委託報告書 1部
- ・上記、電子媒体（PDF及びWord等のオリジナルデータ）一式

4 事業の内容

（1）学校体育施設を地域スポーツの場として活用する持続可能な仕組みの検討

「学校体育施設の有効活用に関する手引き」を踏まえ、地方公共団体のスポーツ担当部局や教育委員会、学校、スポーツ団体、地域団体、民間企業等の関係者が連携して学校体育施設を地域スポーツの場として有効活用する仕組みについて、関係者の意見聴取等により検討を行う。

対象とする学校体育施設は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の屋外運動場、体育館、水泳プール、テニスコート又は武道場のいずれかを含むものとし、これらの施設での活動を中心とするものとするが、対象学校にある多目的教室等や他のスポーツ施設を活用する事業を拒むものではない。なお、廃校の施設は含まないものとする。

テーマについては、次の①～③のうち、少なくとも1つを含むものとする。

- ① 幅広いサービスを提供できるような環境づくり
- ② 子どもたちが気軽にボール遊び等ができる場づくり
- ③ 障害者も気軽にスポーツができる環境・仕組みを構築する取組

①～③のテーマに関するより詳細な内容や想定している具体的な取組イメージは次のとおりであるが、これらに限定するものではない。

① 幅広いサービスを提供できるような環境づくり

- ・総合型地域スポーツクラブや民間事業者等が学校体育施設の管理・運営を実施し、利用調整や手続き等の仕組みの改善や体制の構築、オンラインシステムの導入、各種プログラムの提供等により、地域のスポーツ

活動の中心として地域住民に対して、より幅広いサービスを提供できるような環境を整備する取組

具体的には、

- ・ 予約受付についてオンライン化を実施し、対面で実施していた利用調整会議をシステム上での自動抽選へ移行する、オンライン予約システムとスマートロックとを連携することで、これまで実施してきた窓口での鍵の貸与事務を無くす、利用料金徴収についてこれまでの現金領収から電子マネー決済へ変更することなどを複合的に取り組むことで、学校等の事務管理負担を軽減し、かつ利用者の利便性の向上を目指す取組

- ・ 事前登録した団体だけでなく個人利用も可能となるよう、体育館、グラウンドだけでなく、これまで開放が実施されていなかったプール、テニスコート、武道場などでも各種スポーツプログラムを実施し、地域住民にとって身近な場所でスポーツができるよう促進するほか、徴収した参加料の一部を施設・設備の更新に充当することでハード面の水準を向上させる取組

などを想定している。

② 子どもたちが気軽にボール遊び等ができる場づくり

- ・ 街中など、公園等でボール遊びが禁止、もしくは制限されるなどされている地域において、自由にボール遊びができる場として学校開放を行い、安全に配慮した仕組みや体制の構築を検討するとともに、個人利用などができるようにする取組

具体的には

- ・ 公園等でボール遊びが禁止、もしくは時間帯や場所の制限がある自治体においてボール遊びの場を確保するため、遊び内容、曜日・時間帯などを、学校関係者のほか、既存の利用者、児童・生徒の意見も反映させたルールを作成し、周辺住民の理解も得ながら、学校の校庭・グラウンド・体育館等でボール遊びができるようにする取組

- ・ これまで民間事業者が自身の保有する施設で実施していたボールを使ったスポーツ教室等について学校体育施設で実施することを通じ、子どもたちにボール遊びの基礎を教えるだけでなく、学校開放事業の他の利用者と調整を行い、子どもたちのボール遊びの時間・場所を創出する取組

などを想定している。

③ 障害者も気軽にスポーツができる環境・仕組みを構築する取組

- ・ 身近な学校体育施設において多様な利用を推進するため、障害者が気軽にスポーツができる環境・仕組みを構築する取組

具体的には

- ・ 障害者と地域住民が共にポッチャなどのユニバーサルスポーツを行う機会を設け、障害者が地域の身近な施設でスポーツができる場・機会を作るほか、普段生活空間が異なる障害者と地域住民との交流を通じて相互理解を促進する取組

などを想定している。

なお、本事業において計上可能な経費は企画提案書の別紙1「経費計上の留意事項等」に記載されているとおり借損料等であり、恒久的な施設の整備費は対象経費としない。

(2) 学校体育施設を地域スポーツの場として活用する仕組みの実証

(1) で検討した仕組みについて、一定期間の試行、机上でのシミュレーション等により、効果、課題、実現可能性、収益性等を検証する。

受託者は、関係者との会議、打合せを行った場合はその概要を別添様式1 打合せ記録簿(様式)に、また事業の全般的な進捗状況について毎月別添様式2にて取りまとめ、翌月5日(土日祝日となる場合は、その直後の平日)までに、スポーツ庁へ報告する。

なお、(1)及び(2)の内容については1月末日までに終え、それ以降の延長は認めない。実証終了後は(4)の報告書のとりまとめと事業成果報告会の発表資料作成に注力すること。

(3) 中間報告

11月末時点の(1)及び(2)で得られた途中成果等について、中間報告を行う(オンライン予定)。時期については12月上旬を予定しており、別途その時点までの中間決算報告及び会計書類を取りまとめスポーツ庁へ提出するものとする。

(4) 報告書の取りまとめ及び報告会への参加

(1)及び(2)で得られた成果や今後の課題等について、(2)で作成した会議の概要も含め他の地域においても参考となるよう報告書として取りまとめ、スポーツ庁へ提出する(A4版・1部、電子媒体(CD-R等)1部)。なお、報告書は、令和6年2月19日(月)に一度提出し、その後、スポーツ庁と協議した上で、必要な修正を行ったものを最終的に提出すること。

成果物である報告書については、委託事業完了後、スポーツ庁ホームページにて公表する予定である。

また、令和6年2月上旬頃にスポーツ庁において実施する委託事業成果報告会において、事業の成果報告等を行う(オンラインにて開催予定)。

5 委託先

本事業の委託先は、地方公共団体及び法人格を有する団体(以下「団体」という。)とする。

6 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

8 説明会の開催

令和5年3月20日(月) 13時～14時30分(予定)

オンライン(ZOOM使用)。

説明会参加にあたっては、事前登録が必須である。参加を希望する場合、以下の宛先に電子メールにて、氏名、所属、役職、電話番号、メールアドレスを記載の上、申請すること。登録時に入力する個人情報、参加登録の確認のみに使用し、ほかの用途には使用しない。

なお、応募にあたり、本説明会への参加は任意である。

申込締切：令和5年3月17日(金) 12時(必着)

事前登録宛先：stiiki@mext.go.jp

9 企画提案書等の提出方法等

- (1) 提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

スポーツ庁参事官(地域振興担当)付施設企画係

TEL：03-5253-4111(内線3773)

E-mail：stiiki@mext.go.jp

- (2) 提出方法

①用紙サイズはA4版とし、下記(3)で示す仕様で提出すること。

②提出方法は、電子データを上記メールアドレスあてに送信する。

※送信メールの題名は【提出者名】+事業名、添付ファイル名は【提出者名】+事業名によること。

※企画提案書の電子データはPDF形式とし、9メガバイト以下のデータ容量とする。(9メガバイトを超える容量の場合は、メールを複数回に分割して、ファイルを送付すること)

※電子メール送信中の事故(未達等)について、当方は一切の責任を負わない。

※受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。

③その他

・企画提案書に関する事務連絡先(照会先)を明記すること。

・企画提案書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

- (3) 提出書類等

①企画提案書(別添(公)1)

②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

③誓約書(別紙(公)3-6)

④その他必要と思われる資料（様式自由）

(4) 提出期限

令和5年4月7日（金） 17：00必着

(5) その他

- ・企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書については返却しない。
- ・必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出等を求めることがある。
- ・期限に遅れた企画提案書は受理しない。また、期限後の資料の差し替え及び訂正は認めない。

10 事業規模（予算）及び採択数

事業規模：上限 5,000 千円／件

採択数：4 件（予定）

採択件数は、審査委員会が決定する。

契約期間：契約締結日から令和6年2月29日

11 選定方法等

(1) 選定方法

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付技術審査委員会において、提出された企画提案書等にて書類審査に加え、企画競争参加者による事業内容のオンラインプレゼンテーション（詳細については、企画提案書を提出した者へ後日連絡するものとする。）を実施する。なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、30 日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

12 誓約書の提出等

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書（別添（公）2）を提出しなければならない。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

(3) 前2項は、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人には適用しない。

13 契約締結

選定の結果、契約予定者と委託事業実施計画書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、委託事業実施計画書等の内容を勘案して決定するので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者と選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分に注意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

14 スケジュール

- (1) 公募開始：令和5年3月13日（月）
- (2) 公募締切：令和5年4月7日（金） 17：00
- (3) 審査：令和5年4月中～下旬頃
選定及び委託事業実施計画書の提出
：令和5年5月上旬頃～中旬頃
- (4) 委託決定、契約の締結：令和5年5月中旬～5月下旬頃
- (5) 契約期間：契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

15 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、事業委託要項、公募要領、スポーツ庁委託事業事務処理要領、委託契約書及び委託事業実施計画書、ほか別に定める規定等を遵守すること。
- (2) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかにスポーツ庁へ届け出ること。
- (4) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (5) この公募は、令和5年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況等によっては、実施方法や経費、スケジュール等を変更する場合がある。

〔契約締結に当たり必要となる書類〕

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅延なく以下の書類を提出する必要があるため、事前に準備をしておくこと。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知しておくこと。

- ・委託事業実施計画書（委託事業経費内訳を含む。審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映した事業計画書の再提出を求める。）
- ・再委託に係る事業委託経費内訳
- ・委託事業経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書等）
- ・別紙（銀行口座情報）

② 令和5年度の事業の流れ

● 事業実施（スポーツ庁の伴走型支援）

キックオフ
MTG

- 各団体とのキックオフミーティングの実施
 - ・業務内容の確認
 - ・各種意見交換など

事業実施

- 全団体における事業共有（WEB）
 - ・各団体同士の事業内容の共有、意見交換 など

- 12月上旬（予定）**
- 中間報告会（WEB）
 - ・各団体における中間報告、意見交換など

- 中間確認（精算）
 - ・実施する時点における精算書類の確認

★ 1月末までに事業終了

随時、スポーツ庁同席等

- 伴走的なご支援
- 随時、共有・相談
 - ・アンケート調査
 - ・検討会の内容
 - ・各種事業実施にあたっての相談
- など、**随時（月1回程度）、ご報告・相談**ください。

スポーツ庁へ
提出

○ 進捗報告様式の提出（※翌月5日）
 実施内容・今後の予定・課題等
 ○ 打合せ記録簿（毎月末）

成果
報告会

- **2月上旬（予定）** 成果報告会（WEB）
 - ・各団体における取り組み報告、意見交換など

報告書
精算書類

- 各団体→スポーツ庁へ精算書類・報告書の提出
 - ・精算書類の確認、金額の確定／業務報告書の確定

※令和6年2月19日（月）

工期：令和6年2月29日

③ 企画提案書の留意点・審査基準

様式：企画提案書

<事業の内容等>

事業名	
事業の趣旨・目的	※事業の背景、課題、目標（短期・中期・長期）、成果等を記載する
事業の実施体制	※事業実施に必要な人員・組織体制及び連携体制、業務管理を適切に遂行できる体制を記載する
事業実施計画と実施方法	※事業の内容・方法・スケジュール等について、具体的に記載する
事業効果の評価	※事業の成果等について、評価の視点・項目等について記載する ※事業の成果を高めるための効果的な工夫等について記載する
事業実績	※本事業を実施するに当たり、実績として提示できる事業・資料があれば記載する

<審査基準>

(1) 事業の目的、条件、内容を理解し、スポーツ庁「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月）をはじめとする国の施策と整合性のとれた内容となっていること。

(2) 事業の内容・方法・スケジュール等が具体的に設定され、適正性、合理性に優れていること

(3) 学校体育施設を地域スポーツの場として有効活用する仕組みを検討するにあたり、学校、スポーツ団体、地域団体、民間企業等への関係者に対する意見聴取等の内容が具体的に記載されており、かつそれらの内容が今回の事業趣旨に合致したものであること。

(4) 試行等に関する評価・検証が適切であるか

以下、3点に特に留意して記載すること

① 学校体育施設を地域スポーツの場として活用する試行等の結果を効果検証する具体的な方法（定量・定性）

② 今後の課題、将来の事業の持続可能性を検討する内容

③ 他の地域でも横展開できる内容とすること

④ 審査の流れ

(1) 企画提案書等の提出 **令和5年4月7日(金) 17:00**

- 電子メールにて提出 (stiiki@mext.go.jp)

(2) 技術審査委員会 **令和5年4月25日(火)**

- ① 技術審査専門員による書類審査 (当日非公開)
- ② オンラインプレゼンテーション (15:00~18:00の間)
 - 指定されたZOOM URLから1団体ずつ入室 (ほかの団体はルームで待機)
 - ZOOM上でのPPTを使ったプレゼン + 技術審査委員からの質疑
 - 1団体 プレゼン5分 + 質疑応答5分 計10分を予定